

議案第77号

みやき町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について

みやき町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8年 9月 2日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第144号）の改正を踏まえ、みやき町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町職員等の旅費に関する条例

みやき町職員等の旅費に関する条例（平成17年みやき町条例第38号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員が公務のため旅行するとき等に支給する旅費について、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の旅費に関して他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 出張 町長、副町長及び職員（以下「職員」という。）が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は町長若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- (2) 遺族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (3) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、町と旅行役務提供契約（旅行者等が町に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者に対して当該旅行に係る旅費に相当する額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張した場合には、旅費を支給する。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張のため旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合には、当該職員
- (2) 職員が出張のため旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員又は職員以外の者が、町の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため証人、参考人等として町費を支弁して旅行させる必要がある場合は、別

途定めるところにより旅費を支給する。

- 4 前3項に該当する場合を除くほか、町費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。
- 5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に旅行命令を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で町長が定めるものを旅費として支給することができる。
- 6 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合においては、その喪失した旅費額の範囲内で町長が定める金額を旅費として支給することができる。
- 7 前6項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令）

第4条 旅行は、あらかじめ旅行命令権者の発する旅行命令によって行われなければならない。

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。
- 3 旅行命令についての記載事項及び様式は、別に定める。

（旅行命令に従わない旅行）

第5条 旅行者は、旅行の途中において公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令に従って旅行することができない場合には、旅行命令の変更を申請しなければならない。

- 2 旅行者が前項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第6条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法（以下「順路」という。）により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事由により順路によって旅行することができない場合は、その現によつた経路及び方法によって計算する。

第8条 旅行日数は、公務のため現に要した日数とする。

第9条 鉄道旅行、航空旅行、水路旅行又は陸路旅行中において年度の経過等のため、旅費を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到達するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（旅費の請求手続）

第10条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書を当該旅費又は当該金額の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後規則で定める期間内に当該旅行について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 町長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、規則で定める期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 町長は、その支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、その後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

（鉄道賃）

第11条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移

動するときは、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第12条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第13条 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第14条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第15条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）を上限とし、その定額の範囲内の実費とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情があるとして規則で定める場合は当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第16条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第11条から第14条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第17条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は通常要する費用の額を勘案して規則で定める一夜当たりの定額とする。

(退職者等の旅費)

第18条 第3条第2項第1号の規定による場合には、退職等の命令があった日にいた地方から旧在勤地までについては、前職務相当の旅費を支給する。

(遺族の旅費)

第19条 第3条第2項第2号の規定による遺族に対しては、旧在勤地から死亡地までの往復に要する前職務相当の旅費を支給する。

(旅費の調整)

第20条 旅行命令権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設を利用して旅行した場合、その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合において、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、この実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難であると認める場合には、別に定める旅費を支給することができる。

(外国旅行の旅費)

第21条 外国旅行の場合における旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の例により、町長が別に定める。

(旅費の返納)

第22条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払いを受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のみやき町職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第4条に規定する旅行命令による旅行について適用し、施行日前の旅行命令による旅行については、なお、従前の例による。
- 3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となり、又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となり、又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定するものが同条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、この条例による改正前のみやき町職員等の旅費に関する条例第3条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお、従前の例による。
- 5 新条例第22条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(みやき町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

- 6 みやき町固定資産評価審査委員会条例（平成17年みやき町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第13条中「（平成17年みやき町条例第38号）」を「（令和8年みやき町条例第●号）」に改める。

(みやき町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

- 7 みやき町証人等の実費弁償に関する条例（平成17年みやき町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（平成17年みやき町条例第38号）」を「（令和8年みやき町条例第●号）」に、「職務の2級以上にある職員が支給される旅費（日当を除く。）」

を「旅費」に改める。

(みやき町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 8 みやき町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年みやき町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「（平成17年条例第38号）の例による。この場合において、会計年度任用職員の職務は給与条例第5条第1項に規定する行政職給料表における1級に相当するものと」を「（令和8年みやき町条例第●号）に規定する旅費に相当する額を支給」に改める。

(みやき町不適正事案に係る第三者委員会設置条例の一部改正)

- 9 みやき町不適正事案に係る第三者委員会設置条例（令和8年みやき町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「（平成17年みやき町条例第38号）」を「（令和8年みやき町条例第●号）」に、「職務の2級以上にある職員が支給される旅費（日当を除く。）」を「旅費」に改める。

改 正 前	改 正 後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 出張 町長、副町長及び職員（以下「職員」という。）が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない者） <u>にあつては</u> <u> </u> 、その住所 <u> </u> <u> </u> ）を離れて旅行することをいう。 (2) <u>扶養親族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</u> (3) <u>遺族 職員の配偶者</u> <u> </u> <u> </u> 、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 出張 町長、副町長及び職員（以下「職員」という。）が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は町長若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。 (2) <u>遺族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</u> (3) <u>旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、町と旅行役務提供契約（旅行者等が町に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者に対して当該旅行に係る旅費に相当する額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。</u>
(新設)	

改 正 前	改 正 後
<u>2 この条例において「何級の職務」という場合には、みやき町職員の給与に関する条例（平成17年みやき町条例第35号）第5条に規定する給料表に定められた当該級の職務をいう。この場合において、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員は、同表の1級の職務にある者とみなす。</u> （旅費の支給） 第3条 （略） 2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 （1） 職員が出張のため旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職者等」という。）となった場合には、当該職員 （2） （略） （3） <u>職員が出張のため旅行中に公務による負傷若しくは疾病のため重体となり、その看護のため職員の扶養親族が旅行する場合</u>には、当該職員の扶養親族 3 （略） 4 前3項に該当する場合を除くほか、町費を支弁して旅行させる必要がある場合には、<u>1級の職務にある者に相当する旅費</u>を支給する。 5・6 （略） （新設）	（旅費の支給） 第3条 （略） 2 職員_____が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 （1） 職員が出張のため旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職__等」という。）となった場合には、当該職員 （2） （略） 3 （略） 4 前3項に該当する場合を除くほか、町費を支弁して旅行させる必要がある場合には、_____旅費を支給する。 5・6 （略） <u>7 前6項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u>

改 正 前	改 正 後
(旅行命令) 第4条 旅行は、あらかじめ<u>町長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）</u>の発する旅行命令によって行われなければならない。 2・3 (略) (旅費の種類) 第6条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料及び交通費</u>とする。 (旅費の計算) 第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法（以下「順路」という。）により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事由<u>（以下「公務上の必要等」という。）</u>により順路によって旅行することができない場合は、その現によった経路及び方法によって計算する。 <u>(減額旅費)</u> 第10条 <u>講習会、研修会その他これらに類する出張に係る旅行の場合は、町長は、前各条により計算した旅費額以内において減額旅費を支給することができる。</u> (旅費の請求手続) 第11条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者_____は、所定の請求書を_____	(旅行命令) 第4条 旅行は、あらかじめ<u>旅行命令権者</u>_____の発する旅行命令によって行われなければならない。 2・3 (略) (旅費の種類) 第6条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u>とする。 (旅費の計算) 第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法（以下「順路」という。）により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事由_____により順路によって旅行することができない場合は、その現によった経路及び方法によって計算する。 (旅費の請求手続) 第10条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者<u>並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書を当該旅費又は当該金額の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」とい</u>

改正前	改正後
_____提出しなければならない。 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の_____期間内に当該旅行について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。 (新設) (新設) (鉄道賃) 第12条 <u>鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）</u>、<u>急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金（これらに対する通行税を含む。）</u>による。 _____ (1) <u>その乗車に要する運賃</u> (2) <u>急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金</u> (3) <u>町長及び副町長が第1号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか特別車両料金</u>	<u>う。）に提出しなければならない。</u> 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後<u>規則で定める</u>期間内に当該旅行について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。 <u>3 町長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、規則で定める期間内に、当該過払金を返納させなければならない。</u> <u>4 町長は、その支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、その後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。</u> (鉄道賃) 第11条 <u>鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u> (1) _____運賃 (2) _____急行料金 (3) <u>寝台料金</u> _____ _____ _____

改正前	改正後
(4) <u>座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金(新設)</u> 2 <u>前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。</u> (1) <u>特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</u> (2) <u>普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</u> 3 <u>第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</u> (船賃) 第13条 <u>船賃の額は、次に規定する旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。)、寝台料金及び船室料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。</u> (1) <u>運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、町長及び副町長については上級の運賃、一般職の職員については中級の運賃</u> (2) <u>運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、町長及び副町長については上級の運賃、一般職の職員については下級の運賃</u> (3) <u>運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その</u>	(4) _____ _____座席指定料金 (5) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u> 2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最下級の運賃の額とする。</u> (船賃) 第12条 <u>船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</u> (1) _____ _____運賃

改正前	改正後
<u>乗船に要する運賃</u> (4) <u>公務上の必要等により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u> (新設) (新設) (5) <u>町長及び副町長が第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか特別船室料金</u> (新設) (航空賃) 第14条 <u>航空賃の額は、現に支払った旅客運賃とする。</u> _____ _____ _____ (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	(2) _____ _____ 寝台料金 (3) <u>座席指定料金</u> (4) <u>前3号に掲げる費用に付随する費用</u> 2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最下級の運賃の額とする。</u> (航空賃) 第13条 <u>航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u> (1) <u>運賃</u> (2) <u>座席指定料金</u> (3) <u>前2号に掲げる費用に付随する費用</u> 2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最下級の運賃の額とする。</u> (その他の交通費) 第14条 <u>その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするも</u>

改正前	改正後
(新設)	<u>のに限る。)の額の合計額とする。</u>
(新設)	<u>(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃</u>
(新設)	<u>(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃</u>
(新設)	<u>(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用</u>
(新設) <u>(車賃)</u>	<u>(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用</u>
第15条 <u>車賃は、陸路(鉄道賃を除く。)旅行について、旅程に応じ別表第1に定める額を支給するただし、公務上の必要等により別表第1に定める額により難い場合は、実費額による。</u>	
2 <u>車賃の路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u>	
<u>(日当)</u>	
第16条 <u>日当は、別表第1に定める額を支給する。</u>	
2 <u>次の出張地については、日当を支給しない。ただし、4時間以上の会議(大会、研修、行事を含む。)に出席した場合は、日当の半額を支給する。</u>	
(1) <u>県内出張地の場合 佐賀市、鳥栖市、三養基郡、神埼</u>	

改 正 前	改 正 後
<u>市、吉野ヶ里町</u> <u>(2) 県外出張地の場合 福岡県久留米市、小郡市、筑後市、八女市、大川市、柳川市、太刀洗町、大木町、広川町、みやま市</u> <u>(宿泊料)</u> <u>第17条 宿泊料は、別表第1に定める額を支給する。ただし、上級職の職員と同一出張の場合は上級職の額とする。</u> (新設) (新設) (新設) (新設) <u>(交通費)</u> <u>第18条 交通費は、甲地方（別表第2）に旅行した場合に限り、滞在日数に応じ別表第1に定める額を支給する。</u> (退職者等の旅費) <u>第19条 (略)</u>	<u>(宿泊費)</u> <u>第15条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）を上限とし、その定額の範囲内の実費とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情があるとして規則で定める場合は当該宿泊に要する費用の額とする。</u> <u>(包括宿泊費)</u> <u>第16条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第11条から第14条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</u> <u>(宿泊手当)</u> <u>第17条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は通常要する費用の額を勘案して規則で定める一夜当たりの定額とする。</u> (退職者等の旅費) <u>第18条 (略)</u>

改 正 前	改 正 後
(遺族の旅費) <u>第20条</u> (略) <u>(扶養親族の旅費)</u> <u>第21条 第3条第2項第3号の規定による扶養親族に対しては、</u> <u>在勤地から目的地までの往復に要する本人の職務相当の旅費を</u> <u>支給する。</u> (旅費の調整) <u>第22条</u> (略) (新設) (外国旅行の旅費) <u>第23条</u> (略) (新設) (新設) (新設) (委任)	(遺族の旅費) <u>第19条</u> (略) (旅費の調整) <u>第20条</u> (略) <u>2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により</u> <u>旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅</u> <u>行の性質上困難であると認める場合には、別に定める旅費を支</u> <u>給することができる。</u> (外国旅行の旅費) <u>第21条</u> (略) <u>(旅費の返納)</u> <u>第22条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例</u> <u>又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に</u> <u>相当する金額の支払いを受けた場合には、当該旅費又は当該金</u> <u>額を返納させなければならない。</u> <u>2 旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅</u> <u>費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する</u> <u>返納に代えて、当該支出命令者がその後においてその者に対し</u> <u>支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当す</u> <u>る金額を差し引くことができる。</u> (委任)

改 正 前					改 正 後
第24条 (略) 別表第1 (第15条、第16条、第17条、第18条関係)					第23条 (略)
区分	車賃 (1キロメートルにつき又は実費)	日 当 (1日につき)	宿泊料 (1泊につき)		交通費 (滞在1日につき)
			甲地方	乙地方	
町長、副町長及び教育長	37円	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円
2級以上の職員	37円	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円
1級及び技能労務職にある者	37円	2,000円	10,300円	9,300円	2,200円
備考 宿泊料の欄中、「甲地方」とは別表第2に定めるものをいい、「乙地方」とは、その他の地域をいう。					
別表第2 (第18条関係)					
甲地方に含まれる区・市・町・村名					
都道府県	甲地方の区・市・町・村				

改 正 前		改 正 後
<u>東京都</u>	<u>特別区</u>	
<u>千葉県</u>	<u>千葉市</u>	
<u>埼玉県</u>	<u>さいたま市</u>	
<u>神奈川県</u>	<u>横浜市、川崎市</u>	
<u>愛知県</u>	<u>名古屋市</u>	
<u>京都府</u>	<u>京都市</u>	
<u>大阪府</u>	<u>大阪市、堺市</u>	
<u>兵庫県</u>	<u>神戸市</u>	
<u>広島県</u>	<u>広島市</u>	
<u>福岡県</u>	<u>福岡市</u>	

みやき町固定資産評価審査委員会条例に係る新旧対照表（附則第6項関係）

改 正 前	改 正 後
（関係者に対する費用の弁償） 第13条 法第433条第7項の規定によって関係者（審査申出人及び町長を除く。）に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対しみやき町職員等の旅費に関する条例（平成17年みやき町条例第38号）の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。	（関係者に対する費用の弁償） 第13条 法第433条第7項の規定によって関係者（審査申出人及び町長を除く。）に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対しみやき町職員等の旅費に関する条例（令和8年みやき町条例第●号）の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。

みやき町証人等の実費弁償に関する条例に係る新旧対照表（附則第7項関係）

改 正 前	改 正 後
（実費弁償） 第2条 証人等が出頭した場合は、1回につき5,700円を支給する。この場合において、証人等が町外在住者の場合には、みやき町職員等の旅費に関する条例（平成17年みやき町条例第38号）に規定する職務の2級以上にある職員が支給される旅費（日当を除く。）に相当する額を加給する。	（実費弁償） 第2条 証人等が出頭した場合は、1回につき5,700円を支給する。この場合において、証人等が町外在住者の場合には、みやき町職員等の旅費に関する条例（令和8年みやき町条例第●号）に規定する旅費_____に相当する額を加給する。

みやき町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に係る新旧対照表（附則第8項関係）

改 正 前	改 正 後
（パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償） 第29条 （略） 2 旅行に係る費用弁償の額及び支給については、みやき町職員等の旅費に関する条例（平成17年 条例第38号）の例に	（パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償） 第29条 （略） 2 旅行に係る費用弁償の額及び支給については、みやき町職員等の旅費に関する条例（令和8年みやき町条例第●号）に規定

改 正 前	改 正 後
よる。この場合において、会計年度任用職員の職務は給与条例第5条第1項に規定する行政職給料表における1級に相当するものとする。	する旅費に相当する額を支給する。 _____ _____する。

みやき町不適正事案に係る第三者委員会設置条例に係る新旧対照表（附則第9項関係）

改 正 前	改 正 後
（報酬、実費弁償及び費用弁償） 第11条 （略） 2・3 （略） 4 委員に対する費用弁償は、みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第3条の規定にかかわらず、みやき町職員等の旅費に関する条例（平成17年みやき町条例第38号）に規定する職務の2級以上にある職員が支給される旅費（日当を除く。）に相当する額を支給する。ただし、第8条の規定によるオンライン会議により出席した場合は支給しない。 5 （略）	（報酬、実費弁償及び費用弁償） 第11条 （略） 2・3 （略） 4 委員に対する費用弁償は、みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第3条の規定にかかわらず、みやき町職員等の旅費に関する条例（令和8年みやき町条例第●号）に規定する旅費_____に相当する額を支給する。ただし、第8条の規定によるオンライン会議により出席した場合は支給しない。 5 （略）